

長崎県公立大学法人修学支援基金規程

〔平成29年11月2日〕
規 程 第 1 5 号

改正 令和7年12月2日規程第37号

（設置）

第1条 長崎県公立大学法人（以下「法人」という。）に、長崎県公立大学法人修学支援基金（以下「基金」という。）を置く。

2 基金は、この規程が定める目的に則した寄附をもって充てる。

3 基金の管理は、他の寄附金と独立して行う。

（目的）

第2条 基金は、法人が設置する教育機関に属する学生（以下「学生」という。）の修学を支援することを目的とする。

2 法人が設置する教育機関への入学に関してなされた寄附は、基金として管理しないものとする。

（基金の使途）

第3条 基金は、経済的理由により修学に困難がある学生に対する以下の使途に充当することとし、具体的な支出対象については理事長が決定する。

(1) 入学料又は授業料の免除及びその他学生の経済的負担の軽減を図るもの

(2) 学資を貸与し、又は給付するもの

(3) 教育研究上の必要があると認めた学生による海外への留学に係る費用を負担するもの

(4) 法人又は法人が設置する教育機関の規則等で定めるところにより、学生の資質を向上させることを主たる目的として、学生を教育研究に係る業務に雇用するために係る経費を負担するもの

（寄付の使途の特定）

第4条 寄附者が、寄附に当たり、あらかじめ使途を特定しない場合であっても、学生の修学を支援する事業に充当することを目的とすることが明示されたときは、当該寄附は基金として管理する。

（寄付の使途の変更の禁止）

第5条 基金に対して拠出された寄附の使途は、変更してはならない。

2 貸与事業の実施に充当するために基金から支出された金銭であって、当該貸与の結果として被貸与者より金銭が償還された場合にあっては、当該償還された金銭は再び基金に帰属するものとする。

（基金の取扱い）

第6条 基金の受入れ及び管理については、この規程によるもののほか、長崎県公立大学法人寄附

金等取扱規程（平成17年規程第25号）その他関係規則等により行うものとする。

- 2 基金に属する資金は、長崎県公立大学法人会計規則（平成17年規則第7号）等の規定に基づき、安全かつ効率的な方法により保管及び管理しなければならない。

（事務）

第7条 基金に関する事務は、総務課財務グループが行う。

（事業年度）

第8条 基金の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

（管理状況の報告）

第9条 総務課長は、基金の管理等の状況を、毎事業年度の終了後速やかに経営協議会に報告しなければならない。

（監査）

第10条 毎事業年度ごとに、基金の透明性を確保するため監査を行うものとする。

（寄付者名簿）

第11条 法人は、各事業年度の寄附者名簿を作成し、これを保存しなければならない。

- 2 寄附者名簿は、各事業年度終了の日の翌日以後3箇月を経過する日までの間に法人の主たる事務所の所在地に据え置かなければならない。
- 3 寄附者名簿には、次に掲げる内容を、各事業年度に法人が基金として受け入れた寄附の支払者ごとに記載する。
 - (1) 寄附者の氏名又は名称
 - (2) 寄附者の住所又は事務所の所在地
 - (3) 寄附金額
 - (4) 寄附金受領年月日
- 4 寄附者の中に次に掲げる者がいる場合は、寄附者名簿においてそのことが分かるように記載する。
 - (1) 法人の役員及びこれと生計を一にする者
 - (2) 他の寄附者と生計を一にする者

（文書保存）

第12条 基金の名称、管理方法及び当該寄附金の使途を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類は、長崎県公立大学法人文書取扱規程（平成17年規程第32号）等の規定に基づき、法人の主たる事務所に5年間保存しなければならない。

- 2 寄附者名簿については前項の規定にかかわらず、各事業年度終了の日の翌日以後3箇月を経過する日から5年間保存しなければならない。

（情報公開）

第13条 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、長崎県個人情報保護条例の定める

ところにより、これを閲覧させるものとする。

- (1) 定款
- (2) 法人役員の氏名及び役職を記載した名簿
- (3) 財務諸表
- (4) 役員報酬又は教職員の給与の支給に関する規程
- (5) 寄附者に関する事項を記載する書類
- (6) 支出した寄附金に関する事項を記載する書類
- (7) 寄附金を充当する予定の具体的な事業内容を記載した書類
- (8) 修学支援基金の名称、管理方法及び使途等を記載した書類並びに当該書類の閲覧方法及び保存期間を記載した書類
- (9) 修学支援基金明細書

一部改正〔令和7年規程第37号〕

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、基金の管理に関して必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年11月2日から施行する。

附 則（令和7年12月2日規程第37号）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。